



消費者注意報



case.2

「ペット。抱っこだけのつもりが飼うことに」



Q1
賃貸物件で
ペットは飼えるの？

Q2
契約書にサインしても、
クーリング・オフできる？

Q3
購入直後に
ペットが病気に
なったら返せる？

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2016年9月発行

制作：NPO 法人京都消費生活有資格者の会 発行：京都府

イラスト：同志社大学 のんたるん



京のチェックポイント



Q1. 賃貸物件でペットは飼えるの？

A1. 賃貸物件の規約により禁止されていけば飼えません。

もし、無断で飼えば規約違反で退去を求められたり、高額な原状回復費用(修理代等)を請求されることになります。

Q2. 契約書にサインしても、クーリング・オフできる？

A2. 店頭契約では原則クーリング・オフの適用がありません。

クーリング・オフができない契約の場合、一方的に契約を解除できませんが、事業者側が嘘をついたり、断って帰ろうとしてもサインしないと帰らせてもらえないなど、不当な勧誘行為があれば、取り消しできる場合があります。

Q3. 購入直後にペットが病気になったら返せる？

A3. その病気がペットショップで発症していたとわかれれば返せます。

具体的には、獣医師の診断書等で、ペットショップにいる時にすでに発症又は、発病していたと証明できれば、返品、交換、または損害賠償請求(治療費等)ができる可能性があります。

ペットトラブルを防ぐには

☆あわてて契約しない！

消費者トラブルが多いことから、2006年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、事業者には一定の説明責任が課されています。それでも強引な販売方法をとる事業者も存在します。軽い気持ちで抱っこすると感情に流されて冷静な判断ができなくなります。事業者に購入を急がされても、生涯飼育できるかよく考えましょう。

☆事業者選びは慎重に！

- ①事業者が「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく登録業者か(店内に登録証を提示)
- ②病気の有無や飼育方法など適切に答えてくれるか
- ③約款で消費者に一方的に不利なことを書いていないか等をしっかり確認しましょう。



不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン (お近くの消費生活相談窓口につながります)	188 (いやや!)
京都府消費生活安全センター 暮らしの相談	075-671-0004
京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン	075-671-0144
消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)	075-257-9002